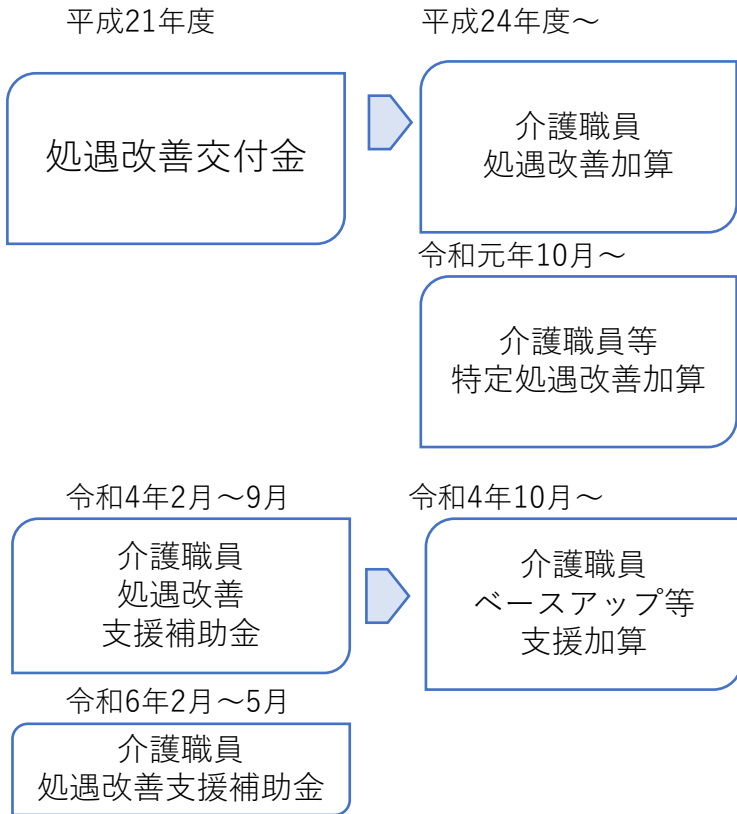


介護職員等処遇改善加算の分配について

処遇改善加算対象事業：介護老人福祉施設・短期入所・通所介護・訪問介護・認知症対応型生活介護・認知症対応型通所介護（各事業介護予防含む）



せせらぎ苑での対応

介護職員のみ(その他一部職員は、加算以外にて対応)：
平成20年度時点からの給与規程改正による基本給ベースアップ、定期昇給とそれに伴う手当・賞与の増加、資格手当の増額、夜勤手当の増額および「処遇改善加算手当3000」と増額分の法定福利費
年間総額31,643,568円（令和4年度）

経験・技能ある介護職員・その他の介護職員・その他の職員：
「特定処遇改善加算手当月額13000・6500・3000（時間当たり20・40・85）」の創設および非常勤の賞与の創設
年間8,967,626（令和4年度）

介護職員及びその他の職員：「処遇改善支援手当」の創設
月4,500円（時間当たり27円） +状況により一時金の支給
年間301,3254円（令和4年度10～3月）

介護職員及びその他の職員：「処遇改善支援手当」の増額
月額3,000円(時間当たり17円) 令和6年2月から

令和6年6月～

新
介護職員等
処遇改善加算

加算率UP


処遇改善加算ベースアップ等支援加算	
特定処遇改善加算	ベア加算
処遇改善加算	特定処遇改善加算
平成20年時点給与規程ベース	

各加算にて対応した処遇改善額(1月当たり) (令和4年度実績)

技能のある介護福祉士	その他の介護職員	その他の職員
62,413円	55,286円	8,646円

処遇改善加算の取得要件とせせらぎ苑での重点取り組み

入職促進に向けた取組
資質の向上やキャリアアップに向けた支援
両立支援・多様な働き方の推進
腰痛を含む心身の健康管理
生産性向上のための業務改善の取組
やりがい・働きがいの醸成



生産性向上のための業務改善の取組
タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化
5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備
業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減